主 本件抗告はこれを棄却する。

本件抗告の申立の要旨は、「申立人は昭和二十六年八月三十日稚内簡易裁判所がなした執行猶予取消決定の謄本を同年九月二日受領し同年九月六日当裁判所に対助時抗告の申立をなしたところ、右申立は法定期間経過後になされたことが明らかであるとして同月十九日抗告棄却の決定があつたが、申立人は同月四日右即時抗告の期間につき稚内簡易裁判所書記官に対し電話にて問合せたところ『当地は離島の特殊地域であるから執行猶予取消決定を申立人が受理した日の翌日である同月三日から起算して三日以内に申立をすれば有効である』旨の回答を得たので同月五日即時抗告申立書を郵送し同月六日(申立書には七日とあるも誤記とみとめる)稚内簡易裁判所に配達されたことが明らかであるから本件即時抗告は有効であると思考される、よつて本件再度の抗告に及んだのである」というにある。

〈要旨第一〉しかし刑事訴訟法第四二七条は抗告裁判所の決定に対しては抗告をすることができないと規定しその趣旨は〈/要旨第一〉抗告裁判所が高等裁判所にると地方裁判所なるとを問わず抗告審(第二審)としてなした決定に対しては抗告を許さないこととし再抗告を禁止し同法第四〇五条に規定する事由ある場合を除き抗告事件の最高裁判所への流入を阻止したるものと解するを相当とする。

(裁判長判事 黒田後一 判事 鈴木進 判事 東徹)